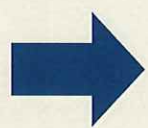


政府新法の寄付等取り消し要件

禁止行為 → 困惑 → 寄付



被害救済にはほとんど役に立たない

政府は被害に関する実態把握が未だ不十分

(➡ 出典: 2022年11月21日「政府案に対する声明」全国靈感商法
対策弁護士連絡会より)

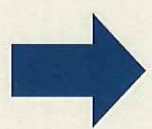
パネルの写し

政府新法の「禁止行為」が使えない

禁止行為の一類型

「靈感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあり、または不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄付をすることが必要不可欠であることを告げること」

(出典：政府案資料より)



「必要不可欠」は余りに厳格に過ぎ、これでは実務上、被害者救済に用いることが、今以上に困難となる。

(出典：2022年11月21日「政府案に対する声明」全国靈感商法対策弁護士連絡会より)

パネルの写し

悪質献金被害防止・救済法案

(立憲・維新・社民提出)

取り消しの要件

「特定財産損害誘導行為」を禁止し、
財産上の利益の供与を取消し可能にする

【特定財産損害誘導行為】とは

「人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為を行い、又はその行為により惹起された状況を利用して、その人の財産に著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導することをいう」

《4つの例示規定》

- ◎ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段を用いることにより、著しい不安又は恐怖を与える行為
- ◎ 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与える事態が生じる旨を示すことにより、著しい不安又は恐怖を与える行為
- ◎ その所属する組織、働きかけの目的等を告知しないこと等による注意力の低下に乗じる等心理学に関する知識及び技術をみだりに用い、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為
- ◎ 人の知慮浅薄若しくは心神耗弱に乗じて、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為

(出典) 立憲民主党・日本維新の会・社会民主党提出「悪質献金被害防止・救済法案」より